

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	11101101	
事務事業名	地域森林管理整備事業	
予算書の事業名	8.地域森林管理整備事業	
事業期間	開始年度	平成13年度
	終了年度	
	当面継続	
	業務分類	5. ソフト事業
実施方法	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行	<input checked="" type="radio"/> 2. アウトソーシング
	<input type="radio"/> 3. 負担金・補助金	<input type="radio"/> 4. 市直営

部・課・係名等	コード1	03020100
部名等	産業建設部	
課名等	農林水産課	
係名等	業務林政係	
記入者氏名	大家 敏志	
電話番号	0765-23-1036	

政策体系上の位置付け	コード2	111011
政策の柱	第1章 明日を築く活力あるまち	
政策名	第1節 活力の基礎となる土地利用の推進	
施策名	1. 計画的な土地利用の推進	
区分	土地利用	
基本事業名	土地に係る各種計画の推進	

算科	コード3	001060303
会計	一般会計	
款	6. 農林水産業費	
項	3. 林業費	
目	3. 造林事業費	

◆事業目的・概要 (どのような事業か)	単位	実績		計画			
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
◆事業目的・概要 (どのような事業か) 森林の施業・経営の受託等の促進による地域の森林管理の円滑な推進のため、市町村が国土調査に先行して、森林境界の明確化のための調査・測量を実施し、その管理簿を作成するもの。							
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 1. 富山県緊急間伐推進計画(平成12年6月26日付け林第225号)に基づき、間伐を実施(予定)する森林 2. 個人造林地(県産材生産集団化促進事業を実施した森林) 3. 県行造林地 4. 公社造林地(富山県農林水産公社)	対象指標	① 林地面積 ha	101	101	101	101	101
<平成21年度の主な活動内容> 新川森林組合に委託し、以下の森林の境界測量を実施。 個人造林地 8ha *平成22年度の変更点 変更なし	活動指標	① 事業実施面積/事業対象森林面積 ha	8	8	8	8	8
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 森林の境界を明確化することで、適正な森林管理の円滑な実施を図る。	成果指標	① 事業実施後、森林施業を実施した面積 ha	8.00	8.00	10.00	10.00	10.00
<施策の目指すすがた> 効率的な森林施業が進められ、経営の高度化が図られること。		↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入 新川森林組合からの聞き取り					
◆この事務事業開始のきっかけ(何年頃)からどのようなきっかけで始まったか) 平成12年度、国において緊急間伐等森林整備推進事業が創設され、これに基づき、同年、富山県緊急間伐推進計画が策定された。間伐を実施するためには、前提条件として実施する区域を明確化が必要があるが、森林所有者の世代交代等により森林境界が不明確になってきており、森林施業の障害となっていることから、平成13年度、富山県において本事業が創設された。	財源内訳	(1)国・県支出金 (千円)	300	300	255	255	255
		(2)地方債 (千円)	0	0	0	0	0
		(3)その他(使用料・手数料等) (千円)	0	0	0	0	0
		(4)一般財源 (千円)	100	100	75	75	75
		A. 予算(決算)額((1)~(4)の合計) (千円)	400	400	330	330	330
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) 森林所有者の、経営意欲減退、世代交代、サラリーマン化、不在村化の進行による境界不明確森林の増加		①事務事業に携わる正規職員数 (人)	1	1	1	1	1
		②事務事業の年間所要時間 (時間)	80	60	60	60	60
		B. 人件費(②×人件費単価/千円) (千円)	336	252	252	252	252
		事務事業に係る総費用(A+B) (千円)	736	652	582	582	582
		(参考)人件費単価 (円/時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入) なし	◆県内他市の実施状況	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄)					
	● 把握している	県では、平成13年度から平成22年度で、1,730haの森林境界を明確化する計画。なお、平成16年度までに、650haが実施済みである					
	○ 把握していない						

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度（事務事業の施策の目指すがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）	
<input checked="" type="radio"/> 直結度大 <input type="radio"/> 直結度中 <input type="radio"/> 直結度小	説明 森林施業を実施するためには、その範囲を明確にする必要があるが、森林所有者の世代交代などにより、所有者自身でも把握できていない場合がある。本事業は、測量により得られた結果を取りまとめ、管理簿として保存することにしており、将来の円滑な森林施業の実施に資するものである。
2. 市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）	
<input type="radio"/> 法令などにより市による実施が義務付けられている <input checked="" type="radio"/> 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当 <input type="radio"/> 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	
3. 目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）	
なし	説明 成果向上の余地なし。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 県で実施単価を定めており、事業費削減の余地なし。
7. 人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 新川森林組合に事業の実施を委託しており、人件費削減の余地なし。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）	
特定受益者あり・負担なし 適正化の余地なし	説明 森林境界の適正化は、公益的機能発揮のための前提条件であることから、森林所有者が境界を明確化することで得られるメリットがあるとしても、公的関与が必要である。
9. 本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）	
<input type="radio"/> 高い <input checked="" type="radio"/> 平均 <input type="radio"/> 低い	説明 類似の事業である国土調査においても、受益者負担は求めていない。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）	
<input checked="" type="radio"/> 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い <input type="radio"/> 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い <input type="radio"/> 比較的多くの市民などがニーズを感じている <input type="radio"/> 一部の市民などに、ニーズがある <input type="radio"/> 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある <input type="radio"/> 目的はある程度達成されている <input type="radio"/> 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
<input type="radio"/> 緊急性が非常に高い <input type="radio"/> 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす <input checked="" type="radio"/> 市民などのニーズが急速に高まっている <input type="radio"/> 緊急性は低い、実施しなければ市民生活に影響が大きい <input type="radio"/> 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

1) 評価結果の総括					
① 目的妥当性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 目的廃止又は再設定の余地あり				
② 有効性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 成果向上の余地あり				
③ 効率性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> コスト削減の余地あり				
④ 公平性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 受益者負担の適正化の余地あり				
2) 今後の事務事業の方向性					
<input checked="" type="radio"/> 現状のまま（又は計画どおり）継続実施 <table border="1" style="float: right;"> <tr> <td>年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>		年度			
年度					
<input type="radio"/> 終了 <input type="radio"/> 廃止 <input type="radio"/> 休止					
<input type="radio"/> 他の事務事業と統合又は連携 <input type="radio"/> 目的見直し <input type="radio"/> 事務事業のやり方改善					

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）		コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成23年度）	現状維持 コストの方向性 維持
	中・長期的（3～5年間）	概ね現状維持 成果の方向性 維持

★課長総括評価（一次評価）

富山県緊急間伐推進計画に基づき境界確定事業として毎年実施しているものである。	二次評価の要否
	不要

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	1219904	
事務事業名	農業振興地域整備事業	
予算書の事業名	農業一般管理費	
事業期間	開始年度	昭48年度
	終了年度	
	当面継続	
	業務分類	5. ソフト事業
実施方法	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行	<input type="radio"/> 2. アウトソーシング
	<input type="radio"/> 3. 負担金・補助金	<input checked="" type="radio"/> 4. 市直営

部・課・係名等	コード1	03020200
部名等	産業建設部	
課名等	農林水産課	
係名等	農政振興係	
記入者氏名	武田 菜穂子	
電話番号	0765-23-1032	

政策体系上の位置付け	コード2	111011
政策の柱	第1章 明日を築く活力あるまち	
政策名	第1節 活力の基礎となる土地利用の推進	
施策名	1. 計画的な土地利用の推進	
区分	土地利用	
基本事業名	土地に係る各種計画の推進	

予算科目	コード3	001060102
会計	一般会計	
款	6. 農林水産業費	
項	1. 農業費	
目	2. 農業総務費	

◆事業目的・概要 (どのような事業か)	単位	実績		計画			
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
<p>農業生産力の維持強化に向け、優良農地の確保と整備を図り、農用地の効率的な利用に努める。地域の特性を踏まえた良好な生活環境を整備するとともに、多様な住民のニーズに対応した農業の展開や地域産業の振興等、健全な地域社会を築くため、計画的な土地利用を行う。</p>							
<p>対象 (この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など)</p> <p>①魚津農業振興地域内農用地区域 ②市民(土地の所有者)や土地開発等業者</p>	対象指標	① 農用地区域面積 h a ② 除外願出件数 件 ③ 件	1,886 45	1,876 26	1,880 50	1,874 50	1,874 50
<p>手段 <平成21年度の主な活動内容></p> <p>農業振興地域整備計画における農用地利用計画の農用地区域から農用地等以外の用途に供することを目的として提出された除外願により(年4回、5月・8月・11月・2月受付)、農用地区域から除外するため魚津農業振興地域整備計画の変更を行う。 (農業振興地域整備計画の5年に1回の総合見直しを行う。H21年5月) *平成22年度の変更点 平成21年12月15日施行の改正農地法により、農振法についても関連部分の変更を要する場合あり。</p>	活動指標	① 計画変更の回数 回 ② 軽微な変更回数 回 ③	4 6	4 1	4 5	4 5	4 5
<p>意図 (この事務事業によって、対象をどのように変えるのか)</p> <p>農業振興を図っていく地域を農用地区域として設定し、優良農地の確保・保全に努める。社会情勢の変化による農地の開発需要に対し、営農環境の保全に留意した適正な土地利用へ誘導する。住民や土地開発等業者は、土地利用に関する法律を守り、適正な土地利用に努める。</p>	成果指標	① 農用地区域から除外した面積 ha ② 除外した件数 件 ③	4 52	10 28	6 50	6 50	6 50
<p>その結果 <施策の目指すすがた></p> <p>優良農地の確保と整備を図り、農用地の効率的な利用に努め、計画的な土地利用を行う。</p>		↑ 成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入					
<p>◆この事務事業開始のきっかけ (何年頃)からどのようなきっかけで始まったか)</p> <p>富山県により昭和47年3月28日、農業振興地域が指定され、これを受けて昭和49年1月26日には魚津農業振興地域整備計画が策定されている。これにより、農用地区域から除外するには農業振興地域整備計画を変更しなければならないこととなり、この事務事業が開始された。</p>	財源内訳	(1)国・県支出金 (千円) (2)地方債 (千円) (3)その他(使用料・手数料等) (千円) (4)一般財源 (千円) A. 予算(決算)額(①~④の合計) (千円)	0 0 0 517 517	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0
<p>◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など)</p> <p>近年、宅地分譲及び共同住宅の需用増により、宅地への転用を目的とした農用地区域からの除外願出が増加している。</p> <p>「農地法等の一部を改正する法律」の施行(平成21年12月15日) → 農地法、農業経営基盤強化促進法の改正</p>		①事務事業に携わる正規職員数 (人) ②事務事業の年間所要時間 (時間) B. 人件費(②×人件費単価/千円) 事務事業に係る総費用(A+B) (千円) (参考)人件費単価 (円/時間)	2 1,600 6,728 7,245 4,205	2 1,100 4,626 4,626 4,205	2 1,000 4,205 4,205 4,205	2 1,000 4,205 4,205 4,205	2 1,200 5,046 5,046 4,205
<p>◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入)特になし</p>	◆県内他市の実施状況	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄)	<p>● 把握している → 県内他市も、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項により、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外する事務を行っている。事務手続きは、県の指導により、県内各自治体は同様に行っている</p> <p>○ 把握していない</p>				

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)	
<input checked="" type="radio"/> 直結度大 <input type="radio"/> 直結度中 <input type="radio"/> 直結度小	説明 優良農地の確保と整備を図り、農用地の効率的な利用に努め、計画的な土地利用を行うことにより、都市と自然との調和がとれた適正な土地利用がなされ、まさに活力が生まれていく
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
<input checked="" type="radio"/> 法令などにより市による実施が義務付けられている <input type="radio"/> 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) ため、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 <input type="radio"/> 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	農業振興地域の整備に関する法律
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)	
なし	説明 成果向上の余地なし。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 農業振興地域整備計画の変更には県知事の同意を得なければならないため、県へ資料等を提出するのに必要なコピー代・ファイルなどの事務用品を購入する予算が必要である。現在も必要以外のものは購入しておらず、これ以上の削減はできない。 農地利用計画附図 1 号の印刷費も最低限度予算としている。
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 年 4 回、農用地区域からの除外の受付をしており、1 回につき 15 件程提出され、年間では、55 件前後の件数となる。開発行為許可申請を必要とする面積のものや降雨対策など、県の関係課等や願出者との調整に多くの時間を必要とする案件や、県から現地確認の報告を求められる案件が増加していること、また、除外願出前の相談に伴う現地確認や県への問合せ等も増加している。また、20年度は全体計画見直しの年であり、業務量が増えた。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地 (過去の見直しや社会経済状況等から)	
特定受益者あり・負担なし 適正化の余地なし	説明 農用地区域からの除外によって、願出者は農地の転用が可能になるという点では受益があると言えるが、国の解釈では、願出は、市に職権の発動 (農用地利用計画の変更) を促す誘引に過ぎない、とされていることから、受益者負担を課すことは適当ではない。
9. 本市の受益者負担の水準 (県内他市と比較し、今後のあり方について説明)	
<input type="radio"/> 高い <input checked="" type="radio"/> 平均 <input type="radio"/> 低い	説明 受益者負担はない

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
<input type="radio"/> 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い <input type="radio"/> 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い <input type="radio"/> 比較的多くの市民などがニーズを感じている <input checked="" type="radio"/> 一部の市民などに、ニーズがある <input type="radio"/> 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある <input type="radio"/> 目的はある程度達成されている <input type="radio"/> 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
<input type="radio"/> 緊急性が非常に高い <input type="radio"/> 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす <input type="radio"/> 市民などのニーズが急速に高まっている <input checked="" type="radio"/> 緊急性は低い、実施しなければ市民生活に影響が大きい <input type="radio"/> 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

1) 評価結果の総括					
① 目的妥当性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 目的廃止又は再設定の余地あり				
② 有効性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 成果向上の余地あり				
③ 効率性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> コスト削減の余地あり				
④ 公平性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 受益者負担の適正化の余地あり				
2) 今後の事務事業の方向性					
<input checked="" type="radio"/> 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施 <table border="1" style="float: right;"> <tr> <td>年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>		年度			
年度					
<input type="radio"/> 終了 <input type="radio"/> 廃止 <input type="radio"/> 休止					
<input type="radio"/> 他の事務事業と統合又は連携 <input type="radio"/> 目的見直し <input type="radio"/> 事務事業のやり方改善					

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)		コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度 (平成23年度)	コストの方向性 維持
	中・長期的 (3～5年間)	成果の方向性 維持

★課長総括評価 (一次評価)

法令で定められた事業であり、一層、的確な対応・処理が求められている。	二次評価の要否
	不要

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	91201102	
事務事業名	魚津市開発公社補償補填事業	
予算書の事業名	6. 魚津市開発公社補償補填	
事業期間	開始年度	昭和43年度
	終了年度	当面継続
	業務分類	5. ソフト事業
実施方法	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行	<input type="radio"/> 2. アウトソーシング
	<input type="radio"/> 3. 負担金・補助金	<input checked="" type="radio"/> 4. 市直営

部・課・係名等	コード1	03030300
部名等	産業建設部	
課名等	建設課	
係名等	用地開発係	
記入者氏名	中村 正昭	
電話番号	0765-23-1089	

政策体系上の位置付け	コード2	111011
政策の柱	第1章 明日を築く活力あるまち	
政策名	第1節 活力の基礎となる土地利用の推進	
施策名	1. 計画的な土地利用の推進	
区分	土地利用	
基本事業名	土地に係る各種計画の推進	

予算科目	コード3	001080101
会計	一般会計	
款	8. 土木費	
項	1. 土木管理費	
目	1. 土木総務費	

◆事業目的・概要 (どのような事業か)		単位	実績		計画				
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
対象	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 公社所有地売却損失額	① 損失補償額	千円	35,000	35,000	41,788	41,788	41,788	
		②							
		③							
手段	<平成21年度の主な活動内容> 財団法人魚津市開発公社に対する補償補填	① 当該年度当初開発公社所有地	m ²	14,950	14,917	14,917	11,450	10,202	
	*平成22年度の変更点 変更なし	②							
		③							
意図	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 財団法人魚津市開発公社が保有する土地の処分を促進し、公社の再建を図る。	① 当該年度に処分した所有地	m ²	33.00	0.00	3,467.00	1,247.33	639.00	
		②							
		③							
その結果	<施策の目指すがた> 該当する施策なし。	↑ 成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入							
◆この事務事業開始のきっかけ (何年頃)からどのようなきっかけで始まったか) 公社所有地の処分が進まず借入金が増え膨らんでいた。そこで平成14年度に債務負担行為について魚津市と公社にて覚書を締結し、簿価と売却額の差額を市が補填することにした。			財源内訳	(千円)	0	0	0	0	0
			(1)国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	
			(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	
			(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	
			(4)一般財源	(千円)	35,000	35,000	35,000	35,000	
			A. 予算(決算)額((1)~(4)の合計)	(千円)	35,000	35,000	35,000	35,000	
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) 公益法人制度の抜本改革が行われる。			①事務事業に携わる正規職員数	(人)	3	2	2	2	
			②事務事業の年間所要時間	(時間)	175	160	160	160	
			B. 人件費(②×人件費単価/1,000)	(千円)	736	673	673	673	
			事務事業に係る総費用(A+B)	(千円)	35,736	35,673	35,673	35,673	
			(参考)人件費単価	(円/時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入) なし			◆県内他市の実施状況	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄)					
			<input type="radio"/> 把握している	比較することにより、事務量を削減できる性格の事業ではないため					
			<input checked="" type="radio"/> 把握していない						

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）	
<input type="radio"/> 直結度大 <input type="radio"/> 直結度中 <input checked="" type="radio"/> 直結度小	説明 施策につながるものではない。
2. 市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）	
<input type="radio"/> 法令などにより市による実施が義務付けられている <input checked="" type="radio"/> 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当 <input type="radio"/> 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	
3. 目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明）	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）	
なし	説明 成果向上の余地なし。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 公社の損失額に対して市が補償補填の契約を取り交わしているため。
7. 人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 最少人数で行っているため、これ以上の削減は望めない。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）	
特定受益者あり・負担なし 適正化の余地なし	説明 魚津市開発公社への補償であるため魚津市開発公社が特定受益者であるが、平成14年度締結の覚書に基づき市が補償する義務がある。
9. 本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）	
<input type="radio"/> 高い <input checked="" type="radio"/> 平均 <input type="radio"/> 低い	説明 市の依頼により魚津市開発公社が先行取得した土地に対する損失の補填のため、受益者負担の考えになじまない。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）	
<input type="radio"/> 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い <input type="radio"/> 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い <input type="radio"/> 比較的多くの市民などがニーズを感じている <input type="radio"/> 一部の市民などに、ニーズがある <input type="radio"/> 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある <input type="radio"/> 目的はある程度達成されている <input checked="" type="radio"/> 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
<input type="radio"/> 緊急性が非常に高い <input type="radio"/> 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす <input type="radio"/> 市民などのニーズが急速に高まっている <input checked="" type="radio"/> 緊急性は低い、実施しなければ市民生活に影響が大きい <input type="radio"/> 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

1) 評価結果の総括	
① 目的妥当性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 成果向上の余地あり
③ 効率性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> コスト削減の余地あり
④ 公平性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 受益者負担の適正化の余地あり
2) 今後の事務事業の方向性	
<input checked="" type="radio"/> 現状のまま（又は計画どおり）継続実施	年度 <input type="text"/>
<input type="radio"/> 終了 <input type="radio"/> 廃止 <input type="radio"/> 休止	<input type="text"/>
<input type="radio"/> 他の事務事業と統合又は連携 <input type="radio"/> 目的見直し <input type="radio"/> 事務事業のやり方改善	

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）		コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成23年度）	公社所有地の整理・処分の推進 とみ里団地の販売推進 コストの方向性 維持
	中・長期的（3～5年間）	とみ里団地の販売推進 成果の方向性 維持

★課長総括評価（一次評価）

公社所有地の整理・処分及びとみ里団地の販売推進を行なうこと。	二次評価の要否
	不要

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	11101103	
事務事業名	国土利用計画法に関する事務	
予算書の事業名	7.土地取引等調査開発事業	
事業期間	開始年度	昭和60年度
	終了年度	当面継続
	業務分類	5. ソフト事業
実施方法	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行 <input type="radio"/> 2. アウトソーシング <input type="radio"/> 3. 負担金・補助金 <input checked="" type="radio"/> 4. 市直営	

部・課・係名等	コード1	03030300
部名等	産業建設部	
課名等	建設課	
係名等	用地開発係	
記入者氏名	清水 悟史	
電話番号	0765-23-1089	

政策体系上の位置付け	コード2	111011
政策の柱	第1章 明日を築く活力あるまち	
政策名	第1節 活力の基礎となる土地利用の推進	
施策名	1. 計画的な土地利用の推進	
区分	土地利用	
基本事業名	土地に係る各種計画の推進	

予算科目	コード3	001080101
会計	一般会計	
款	8. 土木費	
項	1. 土木管理費	
目	1. 土木総務費	

◆事業目的・概要 (どのような事業か)				実績		計画			
国土利用計画法では、国土の乱開発や無秩序な土地利用を防止するために、一定面積以上の大規模な土地の取引をしたときは、県に市を経由してその利用目的等を届け出て、審査を受けることにしています。県は本法の円滑な執行を目的として、市に対し、事務費用を補助しています。		単位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
対象	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) ・土地の権利取得者。(都市計画区域内で5,000㎡以上、区域以外で10,000㎡以上の土地取引が対象) ・取引される土地	① 対象となる土地の権利取得者	件	0	2	2	2	2	2
		② 取引される土地	㎡	0.00	23,620.73	20,000.00	20,000.00	20,000.00	20,000.00
		③							
手段	<平成21年度の主な活動内容> 土地取引の届出を、市の意見を付して県に進達する。	① 県への送付件数	件	0	2	2	2	2	2
	*平成22年度の変更点 変更なし	②							
		③							
意図	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) ・権利取得者が、国土の乱開発や無秩序な土地利用を行わなくなる。 ・取引された土地が適正に利用される	① 未届けの土地取引件数	件	0	0	0	0	0	0
		② 適正に利用される土地	㎡	0.00	23,620.73	20,000.00	20,000.00	20,000.00	20,000.00
		③							
その結果	<施策の目指すがた> 都市と自然との調和が取れた適正な土地利用がなされ、まちに活力が育まれています。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入							
◆この事務事業開始のきっかけ (何年頃)からどのようなきっかけで始まったか) 高度経済成長期を受け、国土の適正な利用を目的に、昭和45年、国土利用計画法が制定され、それに伴い事務事業が実施されたと考えられる。		財源内訳	(千円)	68	68	68	68	68	68
		(1)国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0	
		(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0	
		(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	1	1	1	1	1	
		(4)一般財源	(千円)	69	69	69	69	69	
		A. 予算(決算)額((1)~(4)の合計)	(千円)	69	69	69	69	69	
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) 国土利用計画法の制定の後、日本経済は停滞の時期を迎え、大きな土地取引の案件は減少したが、かわりに自然環境との調和などの観点が重要となり、本事務事業の重要性は変わらず高いといえる。		①事務事業に携わる正規職員数	(人)	3	2	2	2	2	
		②事務事業の年間所要時間	(時間)	150	140	140	140	140	
		B. 人件費(②×人件費単価/1,000)	(千円)	631	589	589	589	589	
		事務事業に係る総費用(A+B)	(千円)	700	658	658	658	658	
		(参考)人件費単価	(円/時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205	
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入) 基本的に事後届出制(土地売買契約後の届出)のため、土地利用の目的が不適当だった場合、指導・変更が困難ではないか届出をする業者から指摘を受けたことがある。		◆県内他市の実施状況	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄)						
		● 把握している	H20年度 富山市72件 高岡市7件 射水市7件 氷見市2件 滑川市0件 黒部市10件 砺波市1件 小矢部市5件 南砺市1件						
		○ 把握していない							

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)	
<input checked="" type="radio"/> 直結度大 <input type="radio"/> 直結度中 <input type="radio"/> 直結度小	説明 施策「計画的な土地利用の推進」のため、限りある国土を計画的に利用することは必要不可欠であり、そのため、一定規模以上の土地取引について、土地の利用計画の確認は大変重要であるため。
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
<input checked="" type="radio"/> 法令などにより市による実施が義務付けられている <input type="radio"/> 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) ため、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 <input type="radio"/> 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	国土利用計画法 (昭和49年法律第92号) 第23条第 1 項
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明)	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)	
なし	説明 成果向上の余地なし。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 法令で規定された事務であるため、事務内容は固定的であり、手段の工夫の余地がないため。
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 法令で規定された事務であるため、事務内容は固定的であり、手段の工夫の余地がないため。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地 (過去の見直しや社会経済状況等から)	
特定受益者なし・負担なし	説明 特定受益者なし
適正化の余地なし	
9. 本市の受益者負担の水準 (県内他市と比較し、今後のあり方について説明)	
<input type="radio"/> 高い <input checked="" type="radio"/> 平均 <input type="radio"/> 低い	説明 特定受益者なし

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
<input type="radio"/> 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い <input type="radio"/> 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い <input type="radio"/> 比較的多くの市民などがニーズを感じている <input type="radio"/> 一部の市民などに、ニーズがある <input type="radio"/> 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある <input type="radio"/> 目的はある程度達成されている <input checked="" type="radio"/> 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
<input type="radio"/> 緊急性が非常に高い <input type="radio"/> 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす <input type="radio"/> 市民などのニーズが急速に高まっている <input checked="" type="radio"/> 緊急性は低い、実施しなければ市民生活に影響が大きい <input type="radio"/> 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括	
① 目的妥当性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 成果向上の余地あり
③ 効率性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> コスト削減の余地あり
④ 公平性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 受益者負担の適正化の余地あり
(2) 今後の事務事業の方向性	
<input checked="" type="radio"/> 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施	
<input type="radio"/> 終了 <input type="radio"/> 廃止 <input type="radio"/> 休止	
<input type="radio"/> 他の事務事業と統合又は連携	
<input type="radio"/> 目的見直し	
<input type="radio"/> 事務事業のやり方改善	

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)		コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度 (平成23年度)	広報活動 (パンフレットの配布など)、制度の周知徹底を図り、未届けをなくす。 コストの方向性 維持
	中・長期的 (3～5年間)	対象となる土地の取引を把握し、土地取得者に連絡して、未届けをなくす。 成果の方向性 維持

★課長総括評価 (一次評価)

国土利用計画法の趣旨に基づき、今後も未届けがないよう努力する必要がある。		二次評価の要否
		不要

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	11101102	
事務事業名	地籍調査事業	
予算書の事業名	13. 地籍調査事業	
事業期間	開始年度	平成21年度
	終了年度	
	当面継続	
	業務分類	5. ソフト事業
実施方法	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行 <input checked="" type="radio"/> 2. アウトソーシング <input type="radio"/> 3. 負担金・補助金 <input type="radio"/> 4. 市直営	

部・課・係名等	コード1	03030300
部名等	産業建設部	
課名等	建設課	
係名等	用地開発係	
記入者氏名	中村 正昭	
電話番号	0765-23-1089	

政策体系上の位置付け	コード2	111011
政策の柱	第1章 明日を築く活力あるまち	
政策名	第1節 活力の基礎となる土地利用の推進	
施策名	1. 計画的な土地利用の推進	
区分	土地利用	
基本事業名	土地に係る各種計画の推進	

予算科目	コード3	001080101
会計	一般会計	
款	8. 土木費	
項	1. 土木管理費	
目	1. 土木総務費	

	事業目的・概要 (どのような事業か)	単位	実績		計画				
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
対象	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 魚津市の土地の登記	① 地籍調査の未実施面積	K㎡	140.73	140.73	140.68	140.68	140.64	
手段	<平成21年度の主な活動内容> 土地所有者との立会いによる、官有地と私有地の境界確認 *平成22年度の変更点 新規事業 民有地と民有地の境界確認、測量、登記	① 境界立会い人数	件	0	465	250	215	0	
意図	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 調査により、土地の登記を正確なものに修正し、市民の財産を適正に保護する。	① 地籍調査の実施済面積	K㎡	0.00	0.00	0.05	0.05	0.09	
その結果	<施策の目指すすがた> 都市と自然との調和が取れた適正な土地利用がなされ、まちに活力が育まれます。	↑ 成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入							
◆この事務事業開始のきっかけ (何年頃)からどのようなきっかけで始まったか) 平成15年から、県内の市では、唯一「地籍調査未実施」であった魚津市が、事業の研究や市民に対する事業の広報活動を実施した結果、体制が整い、平成21年度から事業実施となったため。			財源内訳	(千円)	0	8,336	1,962	2,758	582
			(1)国・県支出金	(千円)	0	8,336	1,962	2,758	582
			(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
			(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0
			(4)一般財源	(千円)	0	2,779	653	921	194
			A. 予算(決算)額(1)~(4)の合計	(千円)	0	11,115	2,615	3,679	776
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) 今後、個人の権利意識の高まりにより、土地の登記に対しても正確な情報を提供するように行政に求められることが考えられる。			①事務事業に携わる正規職員数	(人)	2	2	3	3	3
			②事務事業の年間所要時間	(時間)	660	700	100	100	100
			B. 人件費(②×人件費単価/1,000)	(千円)	2,775	2,944	421	421	421
			事務事業に係る総費用(A+B)	(千円)	2,775	14,059	3,036	4,100	1,197
			(参考)人件費単価	(円/時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入) 上口地区や議会質問で地籍調査の推進を求める要望があった。			◆県内他市の実施状況	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄)					
			● 把握している	県内では、8市町が地籍調査実施中であり、6市町が休止中、1村が完了済みとなっている。					
			○ 把握していない						

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)	
<input checked="" type="radio"/> 直結度大 <input type="radio"/> 直結度中 <input type="radio"/> 直結度小	説明 土地の権利情報を示す登記簿、公図を正確に修正することにより、土地の開発等の利用が促進され、施策「計画的な土地利用の推進」に貢献するから。
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
<input type="radio"/> 法令などにより市による実施が義務付けられている <input checked="" type="radio"/> 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) のため、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 <input type="radio"/> 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	国土調査法 (昭和26年6月1日法律第180号) 第6条の4により、地方公共団体並びに土地改良区が事業主体となっている。
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明)	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)	
なし	説明 成果向上の余地なし。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	
あり	説明 区画整理事業、土地改良事業により、地籍調査と同様に土地登記が正確になるため、調査の進捗が進む。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 委託ではなく、直営で実施したとしても、高度な測量技術やそれに伴う各種の書類作成が必要であるため、実質的に不可能であるし、可能であったとしても莫大な人件費を必要とする。
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 事業内容が、地権者との土地の境界確定であることから、交渉業務が主となるため、勤務時間の短縮は困難である。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地 (過去の見直しや社会経済状況等から)	
特定受益者あり・負担なし 適正化の余地なし	説明 法令で土地の所有者の負担はかからないことになっている。
9. 本市の受益者負担の水準 (県内他市と比較し、今後のあり方について説明)	
<input type="radio"/> 高い <input checked="" type="radio"/> 平均 <input type="radio"/> 低い	説明 負担なし

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
<input checked="" type="radio"/> 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い <input type="radio"/> 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い <input type="radio"/> 比較的多くの市民などがニーズを感じている <input type="radio"/> 一部の市民などに、ニーズがある <input type="radio"/> 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある <input type="radio"/> 目的はある程度達成されている <input type="radio"/> 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
<input type="radio"/> 緊急性が非常に高い <input type="radio"/> 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす <input checked="" type="radio"/> 市民などのニーズが急速に高まっている <input type="radio"/> 緊急性は低い、実施しなければ市民生活に影響が大きい <input type="radio"/> 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

1) 評価結果の総括					
① 目的妥当性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 目的廃止又は再設定の余地あり				
② 有効性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 成果向上の余地あり				
③ 効率性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> コスト削減の余地あり				
④ 公平性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 受益者負担の適正化の余地あり				
2) 今後の事務事業の方向性					
<input type="radio"/> 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施 <table border="1" style="float: right;"> <tr> <td>年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>		年度			
年度					
<input type="radio"/> 終了 <input type="radio"/> 廃止 <input type="radio"/> 休止					
<input checked="" type="radio"/> 他の事務事業と統合又は連携 <input type="radio"/> 目的見直し <input type="radio"/> 事務事業のやり方改善					

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)		コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度 (平成23年度)	区画整理事業や土地改良事業の実施地区を考慮し、地籍調査事業の実施範囲について検討する。 コストの方向性 維持
	中・長期的 (3～5年間)	区画整理事業や土地改良事業の実施地区を考慮し、有効な地籍調査事業の実施地区に対して広報活動を実施する。 成果の方向性 維持

★課長総括評価 (一次評価)

上口地区の地籍調査が完了するよう努力すること。地籍調査事業の広報活動を実施していく。	二次評価の要否 不要
--	---------------

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	
事務事業名	魚津市開発公社事務局事業
予算書の事業名	なし
事業期間	開始年度 昭和43年度 終了年度 当面継続 業務分類 5. ソフト事業
実施方法	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行 <input type="radio"/> 2. アウトソーシング <input type="radio"/> 3. 負担金・補助金 <input checked="" type="radio"/> 4. 市直営

部・課・係名等	コード1	03030300
部名等	産業建設部	
課名等	建設課	
係名等	用地開発係	
記入者氏名	中村 正昭	
電話番号	0765-23-1089	

政策体系上の位置付け	コード2	111011
政策の柱	第1章 明日を築く活力あるまち	
政策名	第1節 活力の基礎となる土地利用の推進	
施策名	1. 計画的な土地利用の推進	
区分	土地利用	
基本事業名	土地に係る各種計画の推進	

予算科目	コード3	000000000
会計	該当なし	
款	該当なし	
項	該当なし	
目	該当なし	

	◆事業目的・概要 (どのような事業か)	単位	実績		計画			
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
対象	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 財団法人魚津市開発公社	① 所有地面積 ② ③	m ²	14,950	14,917	14,917	11,450	10,202
手段	<平成21年度の主な活動内容> 理事会等の寄附行為に定める会議の開催、会計事務、公共用地等の取得、造成、処分 *平成22年度の変更点 公益法人制度の改革に伴い、公社の形態変更を検討する。	① 理事会開催回数 ② ③	件	4	2	4	4	4
意図	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 財団法人魚津市開発公社を適正に運営する。	① 所有地処分面積 ② ③	m ²	33.00	0.00	3,467.00	1,247.33	639.00
その結果	<施策の目指すがた> 該当する施策なし	↑ 成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						
◆この事務事業開始のきっかけ (何年頃)からどのようなきっかけで始まったか) 昭和40年ごろから、市に代わって用地を先行取得する機関の必要性が高まり、市の全額出資により昭和43年度公社が設立された。		財源内訳	(千円)	0	0	0	0	0
		①国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
		②地方債	(千円)	0	0	0	0	0
		③その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0
		④一般財源	(千円)	0	0	0	0	0
		A. 予算(決算)額(①~④の合計)	(千円)	0	0	0	0	0
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) 公益法人制度の抜本改革が行われる。		①事務事業に携わる正規職員数	(人)	4	3	3	3	3
		②事務事業の年間所要時間	(時間)	795	560	760	760	760
		B. 人件費(②×人件費単価/1,000)	(千円)	3,343	2,355	3,196	3,196	3,196
		事務事業に係る総費用(A+B)	(千円)	3,343	2,355	3,196	3,196	3,196
		(参考)人件費単価	(円/時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入) 所有地の早急な処分。		◆県内他市の実施状況	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄)					
		<input checked="" type="radio"/> 把握している	同様の形態をとっている公社は、県内では朝日町が該当する。事務局3名前後、未処分の住宅団地6,565m ² を保有している。					
		<input type="radio"/> 把握していない						

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度（事務事業の施策の目指すがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）	
<input type="radio"/> 直結度大 <input type="radio"/> 直結度中 <input checked="" type="radio"/> 直結度小	説明 施策につながるものではない。
2. 市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）	
<input type="radio"/> 法令などにより市による実施が義務付けられている <input checked="" type="radio"/> 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当 <input type="radio"/> 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	
3. 目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）	
なし	説明 成果向上の余地なし。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 事業費は予算として計上していない。
7. 人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 最少人数で行っているため、これ以上の削減は望めない。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）	
特定受益者なし・負担なし 適正化の余地なし	説明 事務局業務のため特定の受益者はいない。
9. 本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）	
<input type="radio"/> 高い <input checked="" type="radio"/> 平均 <input type="radio"/> 低い	説明 事務局業務のため特定の受益者はいない。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）	
<input type="radio"/> 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い <input type="radio"/> 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い <input type="radio"/> 比較的多くの市民などがニーズを感じている <input type="radio"/> 一部の市民などに、ニーズがある <input type="radio"/> 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある <input type="radio"/> 目的はある程度達成されている <input checked="" type="radio"/> 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
<input type="radio"/> 緊急性が非常に高い <input type="radio"/> 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす <input type="radio"/> 市民などのニーズが急速に高まっている <input checked="" type="radio"/> 緊急性は低い、実施しなければ市民生活に影響が大きい <input type="radio"/> 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括

① 目的妥当性	<input checked="" type="radio"/> 適切	<input type="radio"/> 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	<input checked="" type="radio"/> 適切	<input type="radio"/> 成果向上の余地あり
③ 効率性	<input checked="" type="radio"/> 適切	<input type="radio"/> コスト削減の余地あり
④ 公平性	<input checked="" type="radio"/> 適切	<input type="radio"/> 受益者負担の適正化の余地あり

(2) 今後の事務事業の方向性

現状のまま（又は計画どおり）継続実施

年度	

終了 廃止 休止

他の事務事業と統合又は連携
 目的見直し
 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）		コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成23年度）	コストの方向性 維持
	中・長期的（3～5年間）	成果の方向性 維持

★課長総括評価（一次評価）

組織を解散（清算）する方向で検討を進めること。所有地の処分について引き続き進めていくこと。	二次評価の要否
	不要

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	
事務事業名	都市計画区域見直し事務
予算書の事業名	なし
事業期間	開始年度 平成20年度 終了年度 平成21年度 業務分類 5. ソフト事業
実施方法	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行 <input type="radio"/> 2. アウトソーシング <input type="radio"/> 3. 負担金・補助金 <input checked="" type="radio"/> 4. 市直営

部・課・係名等	コード1	03040100
部名等	産業建設部	
課名等	都市計画課	
係名等	計画公園係	
記入者氏名	井田 和巳	
電話番号	0765-23-1030	

政策体系上の位置付け	コード2	111011
政策の柱	第1章 明日を築く活力あるまち	
政策名	第1節 活力の基礎となる土地利用の推進	
施策名	1. 計画的な土地利用の推進	
区分	土地利用	
基本事業名	土地に係る各種計画の推進	

予算科目	コード3	000000000
会計	該当なし	
款	該当なし	
項	該当なし	
目	該当なし	

◆事業概要 (どのような事業か)	単位	実績		計画				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
<p>平成55年に都市計画区域を拡大する都市計画の変更決定の公告を行った際、本来のエリアを正しく表現(公告)できていなかったために齟齬が生じている。したがって、現状の齟齬を解消し、本来の都市計画区域のエリアを改めてわかりやすく示す必要がある。都市計画区域の決定権限は都道府県にあることから、適正な手続きや手法などについて県都市計画課と協議を行わなければならない。</p>	対象指標	① 齟齬が生じている区域 (大字の数)	個	10	10	10	10	0
		② 都市計画区域面積	ha	4,436	4,436	4,436	4,436	4,436
		③						
<p><平成21年度の主な活動内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 齟齬の状況を示す図面の作成 ・ これまでの経過や過去の手続き、考え方などに関する県との協議 <p>*平成22年度の変更点 なし</p>	活動指標	① 県との協議回数	回	8	0	3	3	3
		②						
		③						
<p>(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ くいちがいが解消される ・ (区域が) 正確且つ判りやすく示される 	成果指標	① くいちがいが解消された区域 (大字の数)	%	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
		② 本来の区域の詳細を示す計画図が新たに作成された都市計画区域面積	ha	0	0	0	0	4,436
		③						
<p><施策の目指すがた></p> <p>都市と自然との調和がとれた適正な土地利用がなされ、まちに活力がはぐくまれています。</p>		↑ 成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						
<p>◆この事務事業開始のきっかけ (何年頃)からどのようなきっかけで始まったか)</p> <p>H18年度中に農地転用等の関係で、市農業水産課から厳密な都市計画区域のエリアについての問い合わせがあり、過去の都市計画決定に係る書類で改めて確認したところ、公告内容(大字単位)と本来のエリアとの間に齟齬が生じていることが判明した。</p>	財源内訳	(1)国・県支出金 (千円)		0	0	0	0	0
		(2)地方債 (千円)		0	0	0	0	0
		(3)その他(使用料・手数料等) (千円)		0	0	0	0	0
		(4)一般財源 (千円)		0	0	0	0	0
		A. 予算(決算)額(①~④の合計) (千円)		0	0	0	0	0
<p>◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など)</p> <p>H20年度において県全体の問題として認識されたことから、県都市計画課がH21年度に必要な手続きを行うものと考えられる。そのために各市町村も必要な手続きを行うことになると思われる。</p> <p>また、国は都市計画の“根本的な見直しを行う”としていることから、これとも関連して県からの通知などがあるものと思われる。</p>		①事務事業に携わる正規職員数 (人)		2	1	1	1	1
		②事務事業の年間所要時間 (時間)		800	200	100	100	100
		B. 人件費 (②×人件費単価/千円)		3,364	841	421	421	421
		事務事業に係る総費用 (A+B) (千円)		3,364	841	421	421	421
		(参考) 人件費単価 (円/時間)		4,205	4,205	4,205	4,205	4,205
<p>◆市民や議会などからの要望・意見 (担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)</p> <p>特になし。</p>	◆県内他市の実施状況	● 把握している	→	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄)				
		○ 把握していない		H20年12月に県都市計画課が県内市町村の状況を調査した結果、多くの市町村で齟齬が見つかっている。				

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)	
<input type="radio"/> 直結度大 <input type="radio"/> 直結度中 <input checked="" type="radio"/> 直結度小	説明 今回 (H20から21まで) の事務事業の内容は、現状の齟齬の解消が中心であることから直結度は小さい。
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
<input checked="" type="radio"/> 法令などにより市による実施が義務付けられている <input type="radio"/> 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) ため、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 <input type="radio"/> 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第5条
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地はない。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)	
あり	説明 H21年度において齟齬は解消できておらず、現況調査を踏まえ解消していかなければならない。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 平成21年度は事業費ゼロであり、削減の余地はない。
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 最小限の人件費で行っており、削減の余地はない。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地 (過去の見直しや社会経済状況等から)	
特定受益者なし・負担なし 適正化の余地なし	説明 都市計画区域に関しては、不特定多数の全市民が受益者である。
9. 本市の受益者負担の水準 (県内他市と比較し、今後のあり方について説明)	
<input type="radio"/> 高い <input type="radio"/> 平均 <input type="radio"/> 低い	説明 受益者負担はない。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
<input type="radio"/> 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い <input type="radio"/> 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い <input type="radio"/> 比較的多くの市民などがニーズを感じている <input type="radio"/> 一部の市民などに、ニーズがある <input type="radio"/> 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある <input type="radio"/> 目的はある程度達成されている <input checked="" type="radio"/> 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
<input type="radio"/> 緊急性が非常に高い <input checked="" type="radio"/> 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす <input type="radio"/> 市民などのニーズが急速に高まっている <input type="radio"/> 緊急性は低い、実施しなければ市民生活に影響が大きい <input type="radio"/> 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括	
① 目的妥当性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	<input type="radio"/> 適切 <input checked="" type="radio"/> 成果向上の余地あり
③ 効率性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> コスト削減の余地あり
④ 公平性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 受益者負担の適正化の余地あり
(2) 今後の事務事業の方向性	
<input type="radio"/> 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施	
<input type="radio"/> 終了 <input type="radio"/> 廃止 <input type="radio"/> 休止	
<input type="radio"/> 他の事務事業と統合又は連携	
<input type="radio"/> 目的見直し	
<input checked="" type="radio"/> 事務事業のやり方改善	

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)		コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度 (平成23年度)	齟齬の解消については、現況調査が必要である。 コストの方向性 維持
	中・長期的 (3～5年間)	都市計画区域の拡大等、必要性が出た時点で対応。 成果の方向性 向上

★課長総括評価 (一次評価)

当市の都市計画区域の決定は土地地番表示のみを県報で告示しているが、図面表示はされていない。 今回、その告示の仕方について、県の指導の下で見直すことになったものであり、頻繁に行なう事務事業ではない。 したが、将来的なまちづくりをする上で、区域の拡大や縮小をしなければならない時点では必要な事務事業である。	二次評価の要否 不要
---	---------------